

検討項目	現状・課題	今後の方向性
<p>ケアニーズが高い子供に対する専門的なケアの充実について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○(共通) <ul style="list-style-type: none"> ・被虐待児童や発達障害がある児童、医療が必要な児童が増えており、さらに愛着障害や発達障害などを同時に抱える、複合的な問題を持つ児童が増加 ○(乳児院)家庭養育推進事業、医療体制整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・入所児童のうち被虐待・疾患・障害などにより、ケアニーズが高い子供の割合が高くなっているため、より多くの直接処遇職員や心理士等の専門職員が必要となっているが、職員の確保や定着が困難 ・小児医療の進歩とともに入所児童に対する医療的ケアも高度化しており、対応できる施設が少ない。 ○(児童養護施設)専門機能強化型児童養護施設 <ul style="list-style-type: none"> ・重い情緒面・行動面の問題を抱えた児童や学校への付き添いが必要な児童、複合的な問題を抱える児童など、ケアニーズが高い子供が増加 ・ケアニーズが高い子供に対応するためには、対応職員のスキル向上、専門職の職員配置など、対応職員の充実が求められている。 ・児童精神科医や直接処遇に入る職員の確保、定着が困難 ○(児童養護施設)都立児童養護施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ケアニーズが高い子供を確実に受け入れるセーフティネット機能の確保が求められている。 ・連携型専門ケア機能モデル事業について、これまでの受入れ状況に関する分析が必要 ・重篤な症状の児童が多く、支援の困難性が高いが、こうした児童に対する支援技術について着実に蓄積 ○(児童養護施設)高年齢児童に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・高校生等には部活動に必要な経費や塾代など学習支援のための実費支弁がない。 ○(児童自立支援施設) <ul style="list-style-type: none"> ・被虐待経験や発達障害等により、特別な支援を必要とする児童の増加 	<ul style="list-style-type: none"> (共通) <ul style="list-style-type: none"> ・困難な問題を抱えた児童に対する支援強化を検討 (乳児院) <ul style="list-style-type: none"> ・個別的ケアの充実を図るため、職員の確保・定着に向けた支援の継続 ・病虚弱児等の受入体制の確保に向けた支援の継続 (児童養護施設) <ul style="list-style-type: none"> ・子供のニーズに応じた個別的ケアの充実を図るため、職員の配置増や専門職の配置による支援体制の強化 ・職員の対応スキルの向上や、人材育成への支援 ・セーフティネットとしての都立施設の役割を整理し、ケアニーズの高い子供に対する支援を充実 ・関係機関と連携しモデル事業を確実に検証 ・ケアニーズが高い子供への支援方法の研修実施などにより他施設を含めた人材育成への活用を検討 ・高年齢児童に対応した支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> (児童自立支援施設) <ul style="list-style-type: none"> ・子供のニーズに応じた個別的ケアの充実を図るため、職員の配置増や専門職の配置による支援体制の強化

検討項目

現状・課題

今後の方向性

小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

施設の小規模かつ地域分散化の促進について

○(共通)

- ・新しい社会的養育ビジョンや都道府県社会的養育推進計画の策定要領では、原則として、概ね10年以内を目途に施設の小規模化・地域分散化を求めている。
- ・その例外として、ケアニーズが非常に高い子供への専門的なケアを行うために生活単位が集合する場合は、生活単位をできるだけ4人までとし、集合する生活単位の数も概ね4単位までとすることを求めている。
- ・既存施設の改築・増築などにあたり、国の施設整備補助を活用する場合は、上記の方向性と一致していることが条件となっており、現在、小規模に対応していない施設における10年後に向けての定員数設定が課題

○(児童養護施設)

- ・都内では、グループホームに活用可能な賃貸物件(児童6名の居室(1人4.95㎡)と職員室を確保できる広さ(概ね100㎡)を有する)を見つけることが困難
- ・グループホームの職員配置が、国基準では、児童6名に職員4人配置であるが、職員の宿直を含めた勤務ローテーションを組むためには国基準では足りない状況
- ・新しい社会的養育ビジョンで示されているグループホームの昼間の時間帯の常時職員複数配置には、国基準では足りない状況
- ・本体施設にはケアニーズが高い子供が入所しており、ベテラン職員を本体施設、若手職員をグループホームに配置せざるを得ない実態

○(乳児院)

- ・小規模グループケアを実施するための職員確保・定着
- ・夜間においては、日中と同様、授乳や呼吸確認などの業務が継続的に必要であることに加え、一時保護委託の受入れも行っており、職員の業務負担が大きい。
- ・生活単位が小さくなると職員の人数が減るため、職員の勤務のローテーションを組むためには、国の職員配置基準では足りない状況
- ・少人数での養育を行うためには、職員の高い養育スキルが必要

(共通)

- ・施設での養育を必要とする(確保すべき)定員数の検討
- ・4人の生活単位×4単位で運営することへの課題について検討

(児童養護施設)

- ・大都市の住宅事情に合わせた定員の見直しについて検討
- ・グループホームの複数勤務体制への支援を検討
- ・若手職員の育成、フォロー体制(本体施設からグループホームを支援等)の構築及び支援の充実

(乳児院)

- ・小規模グループケアユニットにおける複数勤務体制への支援を検討
- ・職員のスキル向上への支援

検討項目	現状・課題	今後の方向性
<p>多機能化の方向性について</p>	<p>(乳児院・児童養護施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○里親支援 <ul style="list-style-type: none"> ・施設における里親支援業務の増加に伴い、里親支援相談員などの負担が増加 ・里親支援専門相談員を乳児院、児童養護施設全数の7割、46施設に配置 ・里親支援専門相談員の業務量の増加により、施設内での交流支援が不十分 <ul style="list-style-type: none"> ※里親支援専門相談員の業務内容は資料のとおり ・フォスタリング機能の検討 ○地域支援 <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村と連携して子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)を実施 ・小規模かつ地域分散化が進んだのちの施設内の空いたスペースの活用方法 ○一時保護委託 <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護委託の件数増加 ・乳幼児を緊急で受け入れるセーフティネットとしての役割 	<p>(乳児院・児童養護施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設内における里親交流支援のため、里親支援専門相談員や乳児院に配置できる里親交流支援員の安定的な配置、交流機能の強化に向けた方策の検討 ・フォスタリング機関の配置に向けた児童相談所と実施機関の役割分担等の整理 ・施設のノウハウを活かし、区市町村と連携のうえ地域支援の取組を継続 ・在宅支援などの機能強化を検討 ・一時保護委託の受入に関する課題(受入体制の確保、入所児童との取扱区分、児童相談所との連携の仕組み)を整理
<p>自立支援策の充実について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○(児童養護施設)自立支援強化事業(自立支援コーディネーターの配置) <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援強化事業実施施設が増加(平成24年度37施設から平成30年度は56施設まで拡大) ・児童養護施設等退所者等調査で「施設職員が支えになった」という回答が自立支援コーディネーター配置施設が約6割、未配置施設が約5割となっており、自立支援コーディネーター配置の効果が見られる。 ・アフターケアを受けるための費用支援がないため、支援対象者にとって施設訪問の交通費などの自己負担が重く、相談を受けにくさを躊躇 ・支援対象者の増に加え、金銭管理、コミュニケーション能力習得、奨学金等自立に有用な情報収集・提供等、退所時のケア(リービングケア)からアフターケアのきめ細かい支援も必要となり自立支援コーディネーターの業務が増加。複数配置が求められている。 ・支援対象者は男女が混在。自立支援コーディネーターの1人配置では異性の支援対象者への家庭訪問による支援はリスクが高く回避する。 	<p>(児童養護施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アフターケアの充実(費用支援)、リービングケア充実への支援を検討 ・自立支援コーディネーター複数配置に向けた支援

検討項目

現状・課題

今後の方向性

小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換

自立支援策の充実について

○(児童自立支援施設)

- ・各寮の担当者が個別のアフターケアを実施しているが、人や時間の制約があり不十分
- ・都では退所児童の31.6%が退所後に進学した学校を中途退学(児童養護施設退所者は17.7%)(平成27年度調査)
 - ※(参考)平成29年度高等学校中途退学率全国調査 全世帯1.3%、生活保護受給世帯の児童は3.8%)
- ・退所児童の高校進学等の支援について、教育庁の「自立支援チーム」派遣事業を活用し、高校への定着を図っている。
- ・提携型グループホームと連携し、退所児童の社会的自立や高校通学を支援

○(自立援助ホーム)

- ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の認知度が低い。
- ・被虐待や発達障害など様々な困難を抱える入居者が多い。
- ・家庭から入居する児童も多いが、生活基盤が整っていないことが多いため、まずは生活支援が必要であり、その上での就労支援となることから、多大な時間と労力を要する。
- ・職員配置基準は、定員6名の場合、2.5名であるが、宿直を含めた勤務ローテーションを組むためには、国の職員配置基準では足りない状況。また、処遇困難な児童の支援に十分対応できるものとなっていない。
- ・1人体制の勤務時間帯が多いため、緊急時の対応等が困難
- ・法改正により学生や成人後の入所も可能になり、年金事務所等関係機関との調整等が増えている。
- ・支援対象者に対する交通費支援がないため、在籍していたホームから現住地が離れている退所者は交通費がかかるためホームに来れず、支援の機会が制限されている。
- ・ジョブ・トレーナー(非常勤)を配置(令和元年度:全18ホーム)しているが、指導員等と兼務している状況が多いため、支援できる日・時間が限られており、臨機応変な対応が困難

○(共通)

- ・児童養護施設退所者等を対象として相談対応や居場所の提供、職場体験や就労サポート等(地域生活支援事業(ふらっとホーム)・児童養護施設退所者等の就業支援事業)を行っているが、ケアワーカーを通すことで児童にまで情報が行き届かず利用につながらない場合がある。
- ・さまざまな課題(経済的困難、障害、非行、家族の不在等)を抱える児童養護施設等退所者に対する、居住、就労、進学等への支援の必要性

(児童自立支援施設)

- ・職員の配置等アフターケアの取組強化に向けた検討

(自立援助ホーム)

- ・制度の周知が必要
- ・複数勤務体制への支援の検討
- ・ジョブ・トレーナーの配置の充実

(共通)

- ・事業の周知が必要
- ・各種支援策の周知、活用促進策の検討
- ・関係機関との円滑な連携に向けた検討